3　前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の塡補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4　法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の塡補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

第二条の二第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況においてこの省令の施行地に住所を有しない者（以下この項及び次項において「国外居住者」という。）に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この項において「申告者」という。）は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第四項及び第五項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は所得税法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項若しくは第二百三条の五第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4　国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者（以下「控除対象外国外扶養親族」という。）に係る扶養親族に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この項及び次項において「申告者」という。）が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者（法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の扶養親族の数から当該控除対象外国外扶養親族の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。）である場合にあつては、当該申告者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の三の六第三項若しくは第四項の規定により提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

5　前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

一　控除対象外国外扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該控除対象外国外扶養親族が申告者の親族である旨を証するもの

イ　戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写し

ロ　外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該控除対象外国外扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

二　その年において申告者から控除対象外国外扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

イ　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該申告者から当該控除対象外国外扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの

ロ　所得税法施行規則第四十七条の二第五項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国外扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

第二条の三第二項第八号中「住所」の下に「並びに控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨」を加え、同条に次の一項を加える。

3　控除対象外国外扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合にあつては、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第五項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の三の六第三項若しくは第四項の規定により提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

第二条の三の二第二項中「含む。）」の下に「及び国外扶養親族証明書類」を加える。

第二条の三の三第一項第二号中「見積額」の下に「並びに控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨」を加え、同条に次の二項を加える。

4　控除対象外国外扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した者がこれらの申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合にあつては、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

5　前項の規定による国外扶養親族証明書類の提出については、同項の給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者を経由して提出することを妨げない。

第二条の三の四第二項中「（昭和四十年大蔵省令第十一号）」を削る。

第二条の三の五第二項中「含む。）」の下に「及び国外扶養親族証明書類（第二条の二第五項第二号に掲げる書類を除く。）」を加える。

第二条の三の六第一項第二号中「見積額」の下に「並びに控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨」を加え、同条に次の二項を加える。

3　控除対象外国外扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合にあつては、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（第二条の二第五項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、この限りでない。

4　前項の規定による国外扶養親族証明書類（第二条の二第五項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前項の公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。